

特許	判決年月日	令和8年2月18日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10037号		
○ 発明の名称を「断面画像検出装置」とする発明の特許について、進歩性欠如、新規事項追加及び分割要件違反、実施可能要件違反、サポート要件違反といった取消事由がいずれも認められないとされた事例				

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消 (結論) 請求棄却

(関連条文) 特許法29条2項、17条の2第3項、44条2項、36条4項1号、6項1号

(関連する権利番号等) 特許第5231350号

(審決) 無効2023-800069号

### 判決要旨

- 1 本件は、発明の名称を「断面画像検出装置」とする発明についての被告の特許(特許第5231350号)の無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。争点(取消事由)は、①甲1発明に基づく進歩性判断の誤り、②甲2公知発明に基づく進歩性判断の誤り、③甲3発明に基づく進歩性判断の誤り、④新規事項追加及び分割要件違反の判断の誤り、⑤実施可能要件の判断の誤り、⑥サポート要件の判断の誤りである。
- 2 本判決は、概略、以下のとおり判示し、いずれの取消事由も認めず、審決の判断を維持し、原告の請求を棄却した。

#### (1) 取消事由1(甲1発明に基づく進歩性判断の誤り)について

ア 原告は、甲1発明の断面画像はマーカの中心軸を含むと認定すべきであって、正しく甲1発明を認定すれば相違点1-3は存在しないと主張するが、甲1文献の記載を見ても、断面画像はマーカの中心軸を含むと認定することはできず、その結果、相違点1-3の認定にも誤りはない。

イ 原告は、相違点1-6について、相違点1-1との重複を排して、実質的に「歯科人工物の画像オブジェクトの軸を含む画像は、歯科人工物の画像オブジェクトの軸を中心に、軸周りに回転させることができる」と認定すべきであると主張するが、原告の主張する「歯科人工物の画像オブジェクトの軸を含む画像」及び「歯科人工物の画像オブジェクトの軸」は、いずれも特許請求の範囲に記載されたものではなく、そのような事項に基づいて本件発明1の特定事項を認定し、甲1発明と構成の対比を行うことは許されない。

ウ 相違点1-6に関して甲1発明から本件発明1に至るには、複数の段階を経ることとなり、当業者が格別の努力を要することなく容易に遂行し得たと認めるに足りる証拠はない。

(2) 取消事由 2 (甲 2 公知発明に基づく進歩性判断の誤り) について

ア 原告は、相違点 2-2 から 2-4 までについて、既に相違点 2-1 として認定された点を排除して正しく認定すべきであると主張するが、上記(1)イと同様、特許請求の範囲に記載されていない単なる「平面領域」を対比の対象とするものにほかならず、そのような対比を行うことは許されない。

イ 相違点 2-1 から 2-4 までが容易想到とする原告の主張も採用できない。

(3) 取消事由 3 (甲 3 発明に基づく進歩性判断の誤り) について

ア 原告は、甲 3 発明において、「歯科用インプラント長軸を中心に」、「軸回りに」回転させることができ、これは相違点 3-3 に係る本件発明 1 の構成に相当するから、同相違点は存在しないと主張するが、甲 3 発明の回転がそのような回転であるということとはできないから、この点に関する本件審決の相違点 3-3 についての認定に誤りがあるとはいえない。

イ 相違点 3-1 から 3-3 までが容易想到とする原告の主張も採用できない。

(4) 取消事由 4 (新規事項追加及び分割要件違反の判断の誤り) について

原告は、補正により「歯冠」に関する記載が削除されていることから、「歯冠画像 208 の有無にかかわらず、ディスプレイ上で歯科用インプラント 206 自体を任意に移動させて位置決めする」という新たな技術的事項が導入されており、新規事項の追加であり、分割要件違反にもなると主張する。

しかし、本件当初明細書においては「歯冠」を特定事項としない技術思想の存在が認められるから、補正により歯冠に関する事項を削除し、上記技術的事項が含まれることになったとしても、新規事項の追加であるということとはできず、分割要件の規定に違反するものではない。

(5) 取消事由 5 (実施可能要件の判断の誤り) について

原告は、本件発明は、歯科用インプラントがどのように動いてもこれに追随して必ず歯科用インプラントを含むように平面領域が生成されるものであるところ、これを具体的にどのようなアルゴリズムにより実現するのか不明であるとするが、本件明細書に接した当業者であれば、周知技術を用いて上記の平面領域の生成をすることができる。

(6) 取消事由 6 (サポート要件の判断の誤り) について

原告は、本件発明では歯冠画像について特定されておらず、歯冠画像を使用しない態様が包含され、サポート要件に違反すると主張するが、本件明細書にも歯冠画像を課題解決手段に含まない技術思想が記載されていると認められ、サポート要件違反にはならない。

以上